

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当り
たるときは、その翌日)

目 次

◇ 告 示

保険医療機関等の指定

土地改良区の役員就退任

土地改良事業の認可申請の適否の決定(二件)

土地改良事業の認可

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定

土地改良事業の工事の完了

木材業者等の登録

木材業者の登録の変更

保安林の指定の解除予定

土地収用法による事業の認定

都市計画事業の認可

◇ 地 方 労 働 委 員 会 告 示

地方労働委員会あつせん員候補者の委嘱及び解任

◇ 公 告

毒物劇物取扱者試験の合格者

◇ 正 誤

昭和六十一年十一月二十八日付鳥取県公報号外第六十六号中訂正

告 示

鳥取県告示第千十二号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和六十一年十二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
松 本 医 院	米子市河崎字河崎団地一七四〇一一九	昭和六十一年十一月一日
赤山薬局支店	境港市上道町一八五五	〃
萬 治 医 院	倉吉市丸山町四七六―三	昭和六十一年十一月十二日

鳥取県告示第千十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定

に基づき、次のとおり鷹狩土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十一年十二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 竹谷 廣 八頭郡用瀬町大字鷹狩七二

“ 米 勲 “ “ 八三五

“ 磯部 利男 “ “ 二五

“ 松下 稔 “ “ 四七〇

“ 森田 克己 “ “ 一三七

“ 小林 浩一 “ “ 七一一

監事 林 豊 “ “ 四七六

“ 岸本 清 “ “ 七〇九

昭和六十一年六月十九日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 小林 敬一 八頭郡用瀬町大字鷹狩七〇四

“ 磯部 利男 “ “ 二五

“ 森田 克己 “ “ 一三七

“ 小林 浩一 “ “ 七一一

“ 岸本 清 “ “ 七〇九

“ 松下 稔 “ “ 四七〇

監事 森田 悦雄 “ “ 一四一一

“ 小林 利男 “ “ 八一

昭和六十一年六月二十日就任 任期二年

鳥取県告示第十四号

鳥取市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）吉岡地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年十二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年十二月六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千十五号

東伯町が行う土地改良事業（単県土地改良事業大杉地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年十二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年十二月六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、郡家町が行う土地改良事業（第三期山村振興農林漁業対策事業明辺地区農道整備）を昭和六十一年十二月三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十一年十二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千十七号

鹿野町が行う土地改良事業に係る末用地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年十二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年十二月六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鹿野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、次の土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十一年十二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
郡家町	団体営かんがい排水事業郡家地区農業用排水	昭和六十一年三月三十一日
"	団体営ため池等整備事業土居地区ため池等整備	昭和五十九年三月三十一日
"	郡家地区 "	昭和六十一年三月三十一日
船岡町	土地改良総合整備事業（同和対策）上野地区ほ場整備	昭和五十九年三月三十一日
"	新庄地区	昭和五十八年三月三十一日
"	隼福地区	昭和五十七年三月三十一日
佐治村	土地改良総合整備事業（小規模排水）刈地区画整理	昭和六十一年十二月九日

鳥取県告示第千十九号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例（昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号）第六条第一項の規定に基づき、木材業者及び製材業者を次のとおり登録したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十一年十二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

木材業者

登録番号	登録年月日	住所又は所在地	氏名又は法人の名称及び代表者の氏名
鳥木第一号	昭和六十一年七月十一日	岩美郡岩美町大字浦富六三〇	有限会社福田材木店 代表取締役 福田 晃
八木第二号	七月二十四日	八頭郡智頭町大字奥本二〇	小川 正之助
第三号	八月四日	用瀬町大字用瀬三八六十五	徳中英夫
第四号	十月二日	河原町大字北村四四六	有限会社山口林業 代表取締役 山口 巖
第五号	十月二十四日	智頭町大字西谷五一九	岡田 伸弘
米木第三号	七月五日	米子市角盤町一丁目九六	吉岡 良
第四号	〃	日下五五五	船越 隆光
第五号	七月七日	蚊屋町二八八一	田辺 晋策
第六号	七月九日	美吉二一七―三	白根 登
第七号	七月十日	東福原五三三	王子緑化株式会社大阪支店 所 長 草間 清広 米子営業所
第八号	七月十一日	西伯郡岸本町丸山一四六九	松田 亮俊
第九号	〃	米子市熊党三一九―七	矢田貝 孝男

製材業者

登録番号	登録年月日	住所又は所在地	氏名又は法人の名称及び代表者の氏名
鳥製第一号	昭和六十一年七月二十一日	鳥取市古市四九一三	大黒木材株式会社 代表取締役 上田勝美
米製第一号	〃	西伯郡会見町天万九四六一四	植田 茂
〃 第一〇号	〃	西伯郡会見町天万九四六一四	植田 茂
〃 第一一号	〃	米子市西福原一一一一	株式会社高力 代表取締役 高力重儀
日本第一号	〃	九月十九日 日野郡日野町黒坂一一六九一一	有限会社シンコウ産業 代表取締役 世垣茂男

鳥取県告示第千二十号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例（昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号）第七条第二項の規定に基づき、次のとおり木材業者の登録の変更をしたので、同条第三項において準用する同条例第六条第二項の規定により告示する。

昭和六十一年十二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

登録年月日及び番号	住所及び氏名（法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名）	変更事項	変更前	変更後	変更登録年月日
昭和六十年四月一日 米木第五一号	米子市上後藤五一 有限会社荒濱建築工務店 代表取締役 荒濱頌雄	代表者の氏名	代表取締役 荒濱頌雄	代表取締役 荒濱武史	昭和六十一年七月三十日

鳥取県告示第千二十一号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十一年十二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字大羽尾字岩城谷四五〇・四五一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

漁港施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第千二十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年十二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

船岡町

二 事業の種類

廃棄物処理施設整備事業（新庄地区地域し尿処理施設整備工事）

三 起業地

1 収用の部分 八頭郡船岡町大字船岡字隈田地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

船岡町役場

鳥取県告示第千二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年十二月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

米子市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画道路事業 七・六・一号堀川線

三 事業施行期間

昭和六十一年十二月五日から昭和六十三年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 米子市西福原字大下モ浜田及び両三柳字一本松樋口地

内

2 使用の部分 なし

地方労働委員会告示

鳥取県地方労働委員会告示第四号

鳥取県地方労働委員会あつせん員候補者を昭和六十一年十一月十三日委嘱し、及び解任したので、労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年十二月五日

鳥取県地方労働委員会会長 下 田 三子夫

一 委嘱

氏 名	伊 藤 晃
生年月日	昭四三・三
住 所	鳥取市桜谷一九一―五九
職 業	鳥取県地方労働委員会事務局調 整課長
電 話 番 号	事務局 （〇六七）六一七五〇 自 宅 （〇六七）四一三五〇
経 験 及 び 関 歴	鳥取県地方労働委員会 事務局審査課課長補佐
委嘱年月日	昭六二・二・三

二 解 任
大 田 眞 嗣

公 告

昭和61年11月25日に実施した毒物劇物取扱者試験の合格者は、次のとおりである。

昭和61年12月 5 日

鳥 取 県 知 事 西 尾 昌 次

1 一 般 毒 物 劇 物 取 扱 者 試 験 の 合 格 者

井 上 雅 子	岩 井 孝 博	城 田 均
小 嶋 一 行	池 尻 龍 己	北 村 正 晴
藤 田 慎 一 郎	中 原 次 典	高 崎 上 信 充 樹
畑 中 良 太	山 田 修 司	山 田 中 川 寿 利 英 明
宮 田 儀 章	大 山 智 恵 美 勇	山 田 中 山 中 根 尾 圭 直
山 崎 伸 一	山 本 野 道 夫	山 崎 伸 一 幸 秋 行
森 中 秀 寿	天 坂 富 美 子 則	中 原 中 山 中 根 尾 山 直
田 中 秀 寿	坂 富 美 子 則	山 崎 伸 一 幸 秋 行
山 根 峰 行	宮 本 昭 則	山 崎 伸 一 幸 秋 行

2 農 業 用 品 目 毒 物 劇 物 取 扱 者 試 験 の 合 格 者

3 特 定 品 目 毒 物 劇 物 取 扱 者 試 験 の 合 格 者

大 谷 中	呂 上 島 敬 敏 之 貴 雄 子	寺 前 大 田 中 西 田 村 富 中 岡 崎 本 野 博 昭 明 隆 善 恭 一 隆 子 英 人 文 志 幸 雄 郎	弘 枝 溝 至 智 み さ と 久 郎	岡 島 淺 浜 山 中 高 天 小 陶 森 杉 小 八 高 舟 安
中 原 岡 正 君 雅 昭 昇 裕	吉 山 本 村 本 村 木 角 入 柿 山 柏 大 高 深	坂 田 林 中 西 田 村 富 中 岡 崎 本 野 博 昭 明 隆 善 恭 一 隆 子 英 人 文 志 幸 雄 郎	芳 絹 聖 隆 智 み さ と 久 郎	道 田 本 崎 原 力 野 川 山 安 原 瀧 田 吉 木 達 正 貴 勝
大 谷 中	直 和 敬 敏 之 貴 雄 子	寺 前 大 田 中 西 田 村 富 中 岡 崎 本 野 博 昭 明 隆 善 恭 一 隆 子 英 人 文 志 幸 雄 郎	弘 枝 溝 至 智 み さ と 久 郎	道 田 本 崎 原 力 野 川 山 安 原 瀧 田 吉 木 達 正 貴 勝
大 谷 中	直 和 敬 敏 之 貴 雄 子	寺 前 大 田 中 西 田 村 富 中 岡 崎 本 野 博 昭 明 隆 善 恭 一 隆 子 英 人 文 志 幸 雄 郎	弘 枝 溝 至 智 み さ と 久 郎	道 田 本 崎 原 力 野 川 山 安 原 瀧 田 吉 木 達 正 貴 勝

出 給

昭和六十一年十一月二十八日付鳥取県公報号外第六十五号中次の箇所
誤りがあつたので、訂正する。

頁	段	行	誤	正
一	上	終わり から四	昭和六十一年十一月 二十五日	昭和六十一年十一月 二十八日

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月千七百円(送料を含む。)】